

平成 2 9 年 1 1 月  
定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日 開 催

# 会 議 録

開催日時	平成29年11月20日（月）			午後2時	開会
				午後3時19分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	教育長及び委員	教育長 赤岡 昌弘， <small>教育長職務代理者</small> 滝山 義之，委員 杉山 信治 委員 近藤 美保，委員 本田 哲嗣			
	事務局 説明員	学校教育部長 野崎 幸宏 学校教育部次長 田上 和敏 学校教育部次長 大河原 祐子 学校教育部次長 山川 俊巳 学校教育部次長 林上 敦裕 適正配置担当課長 原 伸之 教職員担当課長 佐々木 康成 教育指導課主幹 菅藤 真由美	社会教育部長 大鷹 明 社会教育課長 樽井 里美 中央図書館長 杉山 一彦 科学館長 伊藤 豊 文化ホール担当課長 八木 治樹		
	事務局 事務職員	教育政策課主査 中村 星子 教育政策課 阿部 由里夏 同 高野 由布紀			
傍聴者	0人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市小，中学校通学区設定規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 旭川市図書館協議会委員の任命について ・議案第3号 旭川市科学館常設展示機器操作管理，受付案内及び観覧料等収納業務プロポーザル審査会委員の委嘱について ・議案第4号 平成29年度全国学力・学習状況調査結果報告書について ・報告第1号 平成29年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 (1) 平成29年第3回定例市議会の報告について (2) 旭川市立小・中学校教育課程編成の指針について (3) 旭川市民文化会館管理等業務委託に関する評価・検証について 6 その他 7 閉会				

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成29年11月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成29年9月定例教育委員会会議（平成29年9月1日開催）及び平成29年10月定例教育委員会会議（平成29年10月11日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成29年9月定例教育委員会会議及び平成29年10月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第2号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第3号「旭川市科学館常設展示機器操作管理、受付案内及び観覧料等収納業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（3）「旭川市民文化会館管理等業務委託に関する評価・検証について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第3号「旭川市科学館常設展示機器操作管理、受付案内及び観覧料等収納業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（3）「旭川市民文化会館管理等業務委託に関する評価・検証について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
適正配置担当課長	<p>議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>本件は、条文中の文言の整理及び「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき、東栄小学校を卒業する児童が、東陽中学校、光陽中学校、東光中学校の三つの中学校に進学する状況を、東栄小学校を卒業後は全員が東陽中学校へ進学するよう、関係規定を整備するものであります。</p>

通学区域の変更について、資料2の図面で御説明いたします。小学校の通学区域は赤い線、中学校の校区はカラーで色塗りしております。青は東陽中学校、黄色は光陽中学校、赤は東光中学校の通学区域となります。

東栄小学校の通学区域のうち、卒業後、黄色の光陽中学校又は赤の東光中学校に進学する地域について、東栄小学校を卒業する児童は東陽中学校、東町小学校を卒業する児童は光陽中学校、千代田小学校を卒業する児童は東光中学校へ進学するよう、小・中学校の通学区域を変更し、来年4月1日から施行しようとするものです。

また、通学区域変更に伴う児童生徒の負担を軽減するため、資料3の右下に記載してありますとおり、三つの経過措置を設定することとしております。

1つ目は、変更日より前に入学・転学している児童生徒は、卒業までその学校に通学できるようにします。2つ目は、変更日より前から対象地域に継続して居住している児童生徒は、希望する場合、見直し前の学校へ入学できるようにします。3つ目は、変更日より前から継続して対象地域に居住し、かつ、東栄小学校を卒業する児童は、希望する場合、東陽中学校へ入学できるようにします。

なお、今回の通学区域の変更につきまして、東栄小学校の保護者や変更の対象となる地域の市民委員会・町内会へ周知文を配布するなど、周知を行ってまいりました。変更の内容についての問合せが、数件ございましたが、変更することに対する反対意見等はなかったところです。

教 育 長

議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。

各 委 員

ありません。

各 教 育 長

それでは、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員

異議ありません。

各 教 育 長

「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第4号「平成29年度全国学力・学習状況調査結果報告書について」、説明願います。

山川学校教育部次長

本件は、別冊1の2ページにありますとおり、本年4月18日に実施いたしました本調査の結果について、別冊1から別冊5のとおりまとめ、所管する小・中学校及び市民に公表しようとするものです。

本報告書は、本市の児童生徒の実態に即した学力向上が図られるよう、本調査の実施主体である文部科学省が示す実施要領の中の「調査結果の取扱い」のうち「調査結果の活用」及び「調査結果の取扱いに関する配慮事項」を踏まえ、調査結果の設問及び質問項目から、成果の要因、課題の状況及び要因、経年比較からの傾向などを分析しまとめるとともに、各学校で取り組む効果的な授業の改善策等をまとめたものです。

はじめに、5分冊の構成についてですが、調査結果及び成果と課題を「概要」としてまとめた別冊1、浮かび上がった課題に対する指導の改善策等を示した別冊2「国語編」、別冊3「算数・数学編」、別冊4「学習習慣・生活習慣編」、これまでの調査結果に基づいて作成した漢字と計算等の学習プリント等の別冊5「資料編」です。

次に、報告書の内容についてですが、別冊1の3ページ、4ページを御覧ください。小学校と中学校の教科調査の概要を示しています。上段には、北海道教育委員会作成の「北海道版結果報告書」に記載されるレーダーチャートを基にして作成した、教科の領域ごとの結果を掲載しています。また、中段には、児童生徒質問紙調査から教科に関する質問項目のうち、本市の児童生徒の特徴的な傾向を、下段には無解答率の状況を掲載していま

す。白丸が成果、黒丸が課題となっています。

5ページから12ページは、小学校・中学校の各教科の結果の概要です。7ページの小学校算数Aを御覧ください。上段は、本調査において相当数の児童ができていた全15問のうちの7問の中から、1問について示しています。中段から下段は、課題のみられた4問の設問のうちの1問、小数の四則計算の設問を例として示し、誤答例や、無解答率、改善を図るための小・中学校の学習のつながりの視点を記載しています。

また、課題のみられた設問については、最下段の右に示しておりますように、別冊の「指導の改善策」とリンクしております。別冊3「指導の改善策－算数・数学編－」の2ページを御覧ください。先ほど概要版で御説明した、本市の子どもたちに課題のみられた設問「 $6 + 0.5 \times 2$ 」の四則計算についての改善策を示しています。上段から設問の趣旨と概要、つまづいた箇所、不足している力についてを記載しています。この設問では「 $0.5 \times 2$ 」を先に計算すべきところを、左から順に「 $6 + 0.5$ 」を先に計算してしまう誤答が見られました。中段以降には、指導の改善を図るために必要な授業展開例を示しており、板書の形で示すことで、先生方にとってイメージをつかみやすくし、思考の流れも細かく記載しています。3ページに記載している「ここで、授業が変わる！」という箇所は、ここを一つのポイントとして、授業の改善につなげてほしいという思いから記載しております。課題が見受けられた設問については、指導の改善策と一緒に見ていただくことで、授業改善を一層図っていただきたいというねらいで作ったものです。国語編についても、同様のつくりとなっております。

別冊1に戻りまして、児童生徒質問紙調査から浮かび上がった子どもたちの概況を14ページに示しています。また、詳細な分析については、15ページ以降に掲載しており、本市が今年度各学校にお願いしている「平成29年度旭川市確かな学力育成プラン」において示す「3つの指導のポイント」の「授業改善」、「落ち着いた学習環境づくり」、「望ましい習慣づくり」と関連付けた三つに加えて、「メディアとの接触時間」の四つのカテゴリーにより整理しています。

15ページを御覧ください。上段は、分析結果を記載しており、肯定的な回答の割合が高いものと肯定的な回答の割合が低かった質問項目を概略として載せております。中段以降については、本市の子どもたちの「よさ」について記載しています。経年で比較をし、伸びがあるものや、下段には正答数が多い児童とそれ以外の児童をクロス集計したものの中から、学習習慣や生活習慣の相関を分析しました。80数項目ありますので、その詳細については別冊4に記載しております。課題の部分については、別冊4の2ページから13ページまでに改善策を示しています。

別冊5については、分析をしている10年の中で、漢字と計算等の内容において、同じような課題が幾つか見付かりましたので、資料として作成しました。この資料については旭川市のホームページからダウンロードして御家庭でも使っていただけるような形に整えて掲載したいと考えております。また、学校ではこのプリントを使っただけ、特に基礎的な部分の定着に役立てていただければと思っています。

最後に、別冊1の21ページに記載させていただきましたが、この報告書の作成においては、授業力向上プロジェクトチームの先生方にも御協力をいただきました。今後については、この後御協議いただいた御意見を踏まえ、旭川市のホームページに公表をするとともに、各学校に通知をしてまいりたいと考えております。

教 育 長  
滝 山 委 員

議案第4号「平成29年度全国学力・学習状況調査結果報告書について」、御意見、御質問等はありませんか。

図書館に学校司書の方を段階的に増やす施策を行っていますが、そのことこの成績とはリンクしているのでしょうか。

林上学校教育部次長 滝山委員	その検証はしていないところです。 学校司書が配置されたことで国語の成績が伸びているというのが一番良いと思うのですが、そういうことはないのですね。
教育長 林上学校教育部次長	図書館に学校司書が入ることで活性化はしています。 学校の先生方からも、図書館の中で資料が調べやすくなった、学校司書がいることで図書館が開いている時間も今までより多くなり、子どもたちも来るようになった、展示方法が工夫されて見やすいなどの評価は受けておりますが、学力との関連までは検証していないところです。
教育長 林上学校教育部次長 教育長	検証方法が難しいですね。貸出冊数などは伸びていましたよね。 伸びています。 伸びているので、それとリンクするものであれば、国語の成績も伸びていてもおかしくはないのですが、必ずしも相関関係はないということです。 全道平均が多少伸びている中で、別冊1の3ページを御覧いただくと、旭川市の子どもたちの正答率も全国平均にかなり近いところに行っていますが、全道平均が伸びていますから、追い付かれてきていると思います。 図形の問題については、1問しかなかったですよ。
山川学校教育部次長	そうです。極めて難しく、できたかできなかったかのどちらかしかなかったもので、グラフにすると凹んでしまったということです。全国的にも、正答率が20%から30%くらいの難問でした。
本田委員	この問題を見る限り、算数の力よりも、問題を読み解く力が問われているように感じます。つまり、算数の力がないから解けなかったのではなく、問題が読み切れないので解けないということで、1問ができたかできなかったかということになると、こういう結果になるのではないかと思います。結果からはどうしてここが低いのかという捉え方になると思いますが、この問題を見る限りでは、私も改善策を見て初めてなるほどと思いましたので、初めて見た子どもには、非常に困難性の高い問題だったのではないかと思います。それを考えても、正答率が5割くらいですから、結果だけ見ると厳しいと取られがちな問題であると思います。
近藤委員	この結果だけを見て、図形の問題が小学5年生の時点でこんなにできないのに、中学生になったら平均的にできるようになるものかが疑問でした。問題数が1問しかなかったということなのですね。
教育長	いずれにしても、対策に向けた丁寧な資料を作成したので、徹底していけば、成果が出てくると思います。
本田委員	昨年も思ったのですが、この取組自体は全道でも進んでいるのではないかと思います。北海道教育委員会が求めているのは報告のみという部分ですが、報告だけではなく、報告するに当たっての改善策をこれだけまとめている地域というのはそうなのではないかと、北海道教育委員会も注目しているのではないかと思います。ですが、子どもに解き方を教え、テストを繰り返すだけでは伸びていけないので、どこでつまづいたのかを各教科担当や担任が学校で分析し、その解き方を含めて授業の中でやっていかなければ、せっかくの資料もただやるだけのものになってしまうと思われるので、学校には注意していただきたいと思います。授業の中でこの問題を解きなさいというのではなくて、解いていく中で難しい問題がある程度あると思うので、それをどう解くのかという解答の道筋なども授業の中でやっていただくと力が付くのかなと思います。
教育長 各教 各委員 委員 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第4号「平成29年度全国学力・学習状況調査結果報告書について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第4号「平成29年度全国学力・学習状況調査結果報告書について」は、原案どおり決定します。

林上学校教育部次長

次に、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。

平成29年9月25日付けから平成29年11月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第3号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。

人事異動の内容といたしましては、職員の異動、臨時的任用職員及び嘱託職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては、職員の異動が3名、新規に任用した臨時的任用職員が13名、嘱託職員が1名となっております。

なお、20ページの上段の表に専従休職とありますが、地方公務員法の中に「職員は、職員団体の業務に専ら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。」との規定がございます。この職員から本年9月29日付けで本年10月1日から来年の9月30日までの間、職員団体「自治労旭川市職員労働組合」の書記次長として従事したい旨の許可申請がありましたので、本年10月1日付けで専従休職の発令を行ったものです。

また、下の表のうち上段の職員につきましては、福祉保険部で臨時福祉給付金の業務を行っていましたが、その業務を行っていた臨時福祉給付金担当が先月末をもって廃止されましたので、今月1日付けで教育委員会に異動したものです。

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長  
各 委 員  
教 育 長

報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。

#### 《 報告事項 》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項（1）「平成29年第3回定例市議会の報告について」、報告願います。

学校教育部長

平成29年第3回定例市議会は、平成29年9月12日から10月10日までの通算29日間で、学校教育部の提出議案は平成28年度旭川市一般会計決算の認定についてでありました。また、社会教育部の提出議案は、平成28年度旭川市一般会計決算の認定及び平成29年度旭川市一般会計補正予算でありました。最後に教育委員会に関わる追加議案といたしまして、近藤委員の任命の議案が出たところです。

最初に平成29年度予算の補正に関わる補正予算等審査特別委員会が行われましたが、学校教育部についての補正予算はありませんでした。

次に、9月20日から9月22日までの3日間で一般質問が行われ、2人から質問がございました。

1人目、虹と緑の山城議員から、学校教育におけるPEN食器の導入について、導入は性急ではないか、磁器が最も安全なのに世界的に規制・禁止が進むプラスチックに安価というだけで切り替えるのか、市民との対話を重視する市長はもっと多くの意見を聞くべきだという主旨での質問がありました。これにつきまして、磁器食器を導入したときは環境が変わっ

ていること、経年劣化するメラミン食器からの切替えと、磁器食器の「重い」、「割れる」等の課題解決を図るということから導入を決めたという旨と、導入時には丁寧な説明をしていきたいという旨を教育長、市長から答弁をいたしております。

2人目、無所属の金谷議員から、同じくPEN食器の導入について、せっかく導入を進めてきたのだからそのまま磁器食器を続けてもらいたいという主旨から、食器の素材、原料の添加物、製造工程の安全性についての質問がございました。

次に、9月25日の1日間で大綱質疑が行われ、平成28年度旭川市一般会計決算の認定を含めた議案に対し、1人から質問がございました。

公明党の高花議員から、30人・35人学級編制について、年々一般財源の支出が多くなっている状況であるということから、この事業の効果、課題についての質問がございました。

次に、9月27日から10月3日までの5日間で決算審査特別委員会総務経済文教分科会が行われ、5人から質問がございました。

1人目、自民党・市民会議のあなだ委員から、いじめ・不登校・スクールカウンセラー等に関して、いじめの状況、それらへの具体的対応、悪質なものへの対応、不登校とスクールカウンセラーの関係について、不登校の件数が増えるのは対応が悪いのではないか、いじめや不登校を中学校に持ち込まないことが大切だが小学校のスクールカウンセラーが1名というのは少ないのではないか、教師の指導力について、道徳教育における対応など29件の質問がございました。もっと強く対応すべきということを求められたところではありますが、いじめ防止基本方針の策定や、生活・学習Actサミットを通じた生徒による取組、不登校については未然防止やきざんとした対応と相談機能の充実などについて答弁いたしております。

2人目、民主・市民連合の松田委員から、小中連携・一貫教育に関して、導入時にも質問したことからその進捗状況についてという主旨での質問があり、今後も進めてもらいたいということでした。

3人目、無所属の藤澤委員から、学校運営充実費は足りているのか、特別支援教育推進費に関して、学校からの補助指導員の配置要望と差が大きいのではないかと、平成30年度までに補助指導員を87人配置するとしている目標の達成を是非進めてもらいたいという主旨で質問がありました。また、教職員健康増進費・教職員健康管理医事業費に関して、健診受診率の向上、今話題になっている常態化する教職員の時間外労働と健康の保持の関わりについての主旨での質問がありました。給食施設整備費・食事環境整備費に関して、磁器食器の導入について賛成という主旨の発言と、給食室のエアコン設置と調理員専用トイレの設置を順次進めるようにという質問がありました。最後に、各種大会選手派遣等推進費に関して、保護者負担軽減を進めてもらいたいという主旨の質問がございました。

4人目、自民党・市民会議の安田委員から、学校施設の修繕要望に関しては、要望が上がってきても6割から7割くらいしかできていないということだが、学校は非常に困っているので早く手を打ってもらいたいという主旨と樹木の伐採せん定をまとめて発注することで、安価で早期に対応していくべきだという主旨での質問がありました。また、学校給食に関して、給食費の滞納について納入意識が希薄化しているということへの懸念が示されたほか、残食は食べる時間が足りないのではという課題意識から、残食の状況等の把握、今後の対応、神奈川県の記事を踏まえ、異物混入についての本市の状況を問われたところでした。

5人目、民主・市民連合の品田委員から、特別支援教育に関して、特別支援学校、特別支援学級、通級、普通学級がどのように決定されるのか、補助指導員など児童生徒への対応に人手が足りないという声があること、インクルーシブ教育として普通学級にという声と、逆に目が届くというこ

とで特別支援学級に入りたいという声があるので、そのような方の交流の場を設定すべきという提案があり、自主的な組織があり、そこと連携していきたいという趣旨の答弁をしたところです。また、学校図書館活性化推進費に関して、私立高校で図書館が改装され多くの生徒が集まってきているということを踏まえて、市の取組についての質問があり、現在55人の学校司書を全校配置していること、30人・35人学級に関して、良い取組ではあるものの、市費負担が重くなっていくこと、教職員の多忙化解消・負担軽減につながる事業でもあるという質疑があったところです。

引き続き、社会教育部関係部分を御報告いたします。

補正予算等審査特別委員会におきまして、2人から質問がありました。

1人目、公明党の中村委員から、旭川市科学館常設展示機器操作管理受付案内及び観覧料等収納業務に関して、委託業務の概要や変更点などについての質問がありました。

2人目、日本共産党の小松委員から、旭川市民文化会館管理等業務委託に関して、市民文化会館管理等業務委託の概要やこれまでの評価について、委託費の増額の詳細について、再委託の状況などについての質問がありました。

この2人の質問が終わり、補正予算等につきましては一度議決をいただきました。

次に、一般質問におきまして、3人から質問がありました。

1人目、虹と緑の山城議員から、子どもの遊び環境に関して、子どもの遊びと心身の発達との関係性、市の子どもたちの遊びに関する現状などの質問があり、子どもたちの成長にとって遊びが重要であること、また、公民館等において、地域の方に御協力をいただきながら親子での農業体験、自然体験などの事業を実施していることなどについて答弁をいたしております。

2人目、自民党・市民会議の木下議員から、優佳良織工芸館等に関して、優佳良織工芸の文化的価値や存続を求める署名活動について、また、三浦綾子記念文学館に関して、三浦綾子記念文学館とのこれまでの連携や20周年記念事業の協議経過についての質問があったところです。優佳良織工芸は国内はじめ国外からも高い評価を受け、工芸品として世界的な知名度があること、伝統工芸としての市民の評価も高く、存続のため署名活動が行われると認識していること、三浦綾子記念文学館との連携では、「氷点」40周年事業や文学館10周年事業などに補助金を交付していること、ハード事業への支援は難しいけれども記念誌の作成や式典、朗読会などソフト事業の支援としてできることを検討していることなどについて答弁をいたしております。

3人目、民主・市民連合のあずま議員から、北海道伝統美術工芸村に関して、文化財としての存続について、また、作家の三浦綾子の文学に関して、市民にとっての三浦文学の価値などについての質問がありました。優佳良織の技術の伝承につきましては、現時点では具体的に示すことのできるものはありませんが、どのような方法があるか今後調査を進めていくことについて答弁いたしております。また、三浦綾子文学の価値につきましては、有名な作家が生まれ育ったまちとして郷土への誇りや自分のまちを再確認することにつながり、作品の舞台となったまちとして観光客や文学ファンが訪れるなど市の魅力や経済効果の創出につながると考えることなどについて答弁しております。

次に、決算審査特別委員会総務経済文教分科会におきまして、3人から質問がありました。

1人目、日本共産党の小松委員から、旭川市民文化会館に関して、総合委託を行うに当たり意思決定の起案処理について、プロポーザル審査における事業費の競争性について、あるいは再委託についてなどの質問があり

ました。

2人目、無所属の藤澤委員から、文化芸術活動振興費（市民ギャラリー）に関して、今年度の市民ギャラリーを活用した文化団体の評価と教育委員会の評価などについて質問がありました。

3人目、無所属の金谷委員から、ステーションギャラリーに関して、開館からの利用状況や今後のより良い活用についての質問がありました。

次に、決算審査特別委員会総括質疑において、市長に対して質問がありました。

日本共産党の小松委員から、旭川市民文化会館管理等業務委託に関して、総合委託が行財政改革プランに基づいたものであるのか、あるいは委託費が約1千万円ずつ増加していること、意思決定の起案がないこと、再委託されることによって地元企業の直接受注の機会を損なっているのではないかなどについて質問がありました。

その後、ここには記載されていませんが、一度認定された平成29年度旭川市一般会計予算の補正について、旭川市民文化会館管理等業務につきましては、多岐にわたる業務を一括して一事業者に委託しているが、各業務を個別に委託していた場合よりも経費が高くなっていること、再委託を要する業務が広いこと、効果が判然としないことなどから今後の事務執行に当たっては事業の手法や効果等を十分に検討の上で実施するよう求める旨の附帯決議がされたところです。この件につきましては、この後の平成29年度一般会計予算の補正についてと旭川市民文化会館管理等業務委託に関する評価・検証についてで御報告させていただきます。

教 育 長 報告事項（1）「平成29年第3回定例市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。

近 藤 委 員 P E N食器に関して、身近な保護者の方や教員の方から、どうしてまたプラスチックにするのかという話を直接聞かれることが多くなりました。直接聞かれた場合には、こういう経緯でというお話をすることができて、そうなのかと理解していただけるのですが、新聞にも掲載されて、その報道の仕方が私が聞いているよりも少し大人寄りの意見というか、実際に使っている子どものためということでもあるということが一切報道されていなかったのも、保護者の中では不信感が広がっているのが実情です。

学 校 教 育 部 長 私も報道を見て驚いたのですが、とてもフォントが大きく、大事件が起きたかのような感じを受けました。また、安全性のことなどが抜けており、教育委員会から連絡したところです。これから導入する学校につきましては、食器の素材の安全性などについて周知をし、理解を求めていきたいと考えています。

近 藤 委 員 新聞の記事を見た人は、教育委員会に悪意があるように感じてしまうと思いました。

教 育 長 文化会館の附帯決議については、議会が機関として意思表示をするもので、法的な拘束力はありませんが、政治的な拘束力がありますので、無視はできません。

他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、報告事項（1）「平成29年第3回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項（2）「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針について」、報告願います。

山 川 学 校 教 育 部 次 長 本件については、本年3月に新学習指導要領が公示されたことを受けて、各学校がその新学習指導要領を踏まえ、旭川の特徴を生かした教育課程を編成することができるよう、指針を作成したものです。

配付資料の概要版を御覧ください。上段になりますが、本市においては旭川市学校教育推進基本方針に示した基本理念や目指す子ども像の実現を

目指して、施策・事業等を展開しているところです。

まず、本指針の特長ですが、左上ピンクの吹き出しに記載してありますとおり、1つ目、旭川市において、今回の改訂で新たに求められた「社会に開かれた教育課程」の実現、2つ目、旭川の特色や旭川らしさ、あるいは旭川ならではの生かして、3つ目、小中連携・一貫教育の推進を踏まえて9年間を見通し小中合本、としたところです。

1つ目の「旭川市における「社会に開かれた教育課程」の実現」については、本指針の策定に当たり、本編の裏表紙に記載した保護者や地域の代表の方、経済界の方、学識経験を有する方、学校関係者で構成する懇談会を開催いたしました。

この検討懇談会の中では、子どもたちが多様な体験を通して他者への共感的理解や折り合う力などのコミュニケーション能力を身に付けることが今後大切ではないか、子どもたちが何をどのように学ぶかについて、保護者や地域の人々が学校の教育活動に参画することが大事ではないか、地域の宝である子どもたちを地域全体で育て、世界で活躍できる人材を輩出することが大事だなどの御意見をいただきました。このような御意見等を踏まえ、この指針を策定するとともに、本編の2枚目と3枚目には「発刊に当たって」として、この懇談会に参加いただいた、外部の方々からの御意見を掲載させていただきました。

育成を目指す資質・能力については、新学習指導要領の目玉となっているが、旭川市としてどのように考えているのかということをも記してはどうかという御意見をいただきましたので、本編の24ページに御意見をまとめております。

また、社会に開かれたということで、これまでの人材リストに、例えば、環境部やNPO法人の情報も追加してはどうかという御意見をいただきましたので、今回新たに「あさひかわ子どもの学び人材リスト」を資料として作成し、掲載いたしました。

2つ目の「旭川の特色を生かして」については、概要版の青い部分のところにありますが、各学校が本市の特色を生かして教育課程を編成することができるよう、本市が目指す子ども像、あるいは、子どもの状況や、施策・事業などの内容について、第1章・第2章に構成いたしました。

3つ目の「9年間を見通した小中合本」については、これまで小学校と中学校を分けて作成していた手引を、本市の施策であります小中連携・一貫の趣旨を踏まえ、9年間が全て掲載された指針として新たに策定いたしました。本編14ページの吹き出しに記載していますが、教育政策課において6月に策定した「旭川市小中連携・一貫教育推進プラン」に基づき、小中連携コーディネーター等の学校訪問を通して、現在、各中学校区で教育重点目標を設定し、各学校の教育課程に位置付けるよう指導等を行っています。このようなものについても本指針で位置付けて取組を進めていくということです。

次に、本指針の活用に当たっての工夫した点についてです。先ほども少しお話ししましたが、第1章では旭川市の子どもについて、第2章では新学習指導要領で新たに示された三つの視点からどのように子どもを育成するかということを出して構成しております。概要版にこの指針の見方というのがございますが、このような見方の工夫をしながら作成いたしました。

次に、右下にあります資料編についてです。内容については中段の右に記載した1から10までを資料編とさせていただきます。今回、新たに「あさひかわラーニングマップ」を作成いたしました。これは、義務教育の9年間で各教科どのような学習をするのかということを示したものです。当該学年の内容については、保護者の方もそれぞれ御理解いただけているとは思いますが、どのような流れで9年間勉強するのか

というマップを作成し、資料といたしました。先ほどお話をさせていただいた、人材と施設の活用については、今回の新学習指導要領の特徴になると思いますので、充実させて、資料として人材や使える施設のリストを掲載しました。現在、市のPTA連合会や商工会議所にも、人材と施設を御紹介いただけるように依頼しております。こちらについては随時更新をして本市のホームページで公開し、学校と協力していただける方々の周知を進めていきたいと思っております。本指針において、今回の新学習指導要領の目玉でありますカリキュラム・マネジメントの充実についても図られるものと考えているところです。

最後になりますが、今後の予定についてです。本指針（総則編）については各学校に通知をするとともに、本市のホームページに掲載して市民の方々にも見ていただきたいと思います。また、この後、来年度から実施になります小学校の道徳や総合的な学習の時間、特別活動の指針を12月の初めまでには各学校に配付をしたいと思っております。平成30年度以降につきましては、来年度に中学校の道徳が教科書の採択となり、平成31年度から本実施ということになりますので、中学校の内容を盛り込んだ道徳の指針を作成してまいります。平成31年度は小学校の各教科を、平成32年度は中学校の各教科を作成し、小学校の指針と合本にして順次各学校に配付をする予定となっております。

教 育 長 報告事項（2）「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針について」、御意見、御質問等はありませんか。

本 田 委 員 資料は大変充実しているのですが、各学校においては旭川ならではのことは自校ならではのことに つながる、要するに各学校でアイデンティティを確立していただき、この指針に沿った学校づくりをしていただきたいと思います。その基本となるのがこの指針だと思われるので、各学校においては当事者意識を持って取り組んでいただくことが何よりではないかと思えます。教育委員会からとても良い資料がどんどん出ているので、これが形となって各学校に根付くよう心から願いたいと思えます。

教 育 長 生かしていくということが重要ですね。

他に御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、報告事項（2）「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針について」は、報告を受けたこととします。

《 そ の 他 》

教 育 長 他に、何かありますか。

各 委 員 ありません。

事 務 局 職 員 ありません。

《 秘 密 会 》

教 育 長 ここからは、秘密会といたします。

【以下、非公開】